

令和3年度第7回

東京都私立学校審議会（第810回）

令和3年12月20日（月）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 3 年度第 7 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日は、委員20名全員出席されておりますので、本会議が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

初めに、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 5 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 3 年12月20日付、東京都知事名。

記、1、学校法人永明学院の解散認可について、八王子市、ほか 4 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 5 件でございます。

各案件につきましては、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から議案第 6 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、専修学校河合塾自由が丘校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第 1 部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、「専修学校河合塾自由が丘校の設置認可について」でございます。

令和3年12月7日に、加茂川主査、東京都私学部及び目黒区の担当職員と私で第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人河合塾から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。また、法人本部が他県に存在することから、認可内容に変更等が生じる場合には事前にそれぞれの所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、教育施設、設備を充実させるとともに、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

3つ目は、附帯教育の高校生を多く受け入れることになるため、附帯教育も含めて一つの専修学校であるという意識を持つとともに、附帯教育が中心となることのないよう、関係規程を遵守しながら責任を持って学校運営を行っていただきたいこと。

4つ目は、校舎が密集地にあるため、近隣に迷惑をかけないように、登下校時等における注意事項について生徒を十分指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただくとともに、生徒の安全確保に十分配慮していただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人河合塾から申請がありました、専修学校河合塾自由が丘校の設置認可でございます。

本案件は、令和2年2月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に基づき、学歴を問わず、一定の学力を有し、大学進学をめざす者のために、英語、数学、国語、理科、地歴公民、その他の教育指導を行い、教養の向上を図ると共に、有用かつ健全なる国民を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人河合塾で、理事長は河合英樹氏、校長は角野俊彦氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、文化教養一般課程、昼間部の大学受験科を設置し、修業年限は1年、入学定員及び総定員は240名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○町山委員 初年度予算概要というところに収入と支出がありますが、この収入は学生生徒等納付金のほかには何かあるのでしょうか。

○議案担当者 それでは、お答えいたします。

収入につきましては、学生生徒等納付金以外につきましても手数料収入や事業収入といった一般的な学校法人会計の収入金額を計上しております。

○近藤会長 よろしいですか。

○町山委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第2号及び議案第3号は、学校法人の解散認可及び幼稚園の廃止認可でございます。

これらは関連する議案ですので、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 議案第2号及び議案第3号はそれぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、昭和62年5月1日に法人設立認可を受けた学校法人永明学院を解散するとともに、同法人の設置する永明院ルンビニ幼稚園を廃止するものです。

初めに、学校法人永明学院の解散認可についてご説明いたします。

議案第2号をご覧ください。

学校の名称及び事務所の所在地は、要項1及び2に記載のとおりでございます。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の福田徳典氏ほか理事4名です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第1項に基づき、学校法人花園学園に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、永明院ルンビニ幼稚園の廃止についてご説明いたします。

議案第3号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、園児の減少により、運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人永明学院、園長は福田真奈美氏です。

園児の処置については、要項7に記載のとおり、平成30年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、平成30年度末をもって全員退職しております。

ます。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、八王子市に引き継ぎます。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、所有者において処置します。

備考欄には、園地、園舎の面積、収容定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

最後に、本案件について補足説明をさせていただきます。平成30年度末に全園児が卒園した後、残余財産の額の確定や帰属先選定に時間を要したため、今回の諮問となりました。

以上で議案第2号及び第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第4号は、幼稚園の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、原町幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児の減少に伴い、運営継続が困難になったため廃止するものでございます。

設置者は宗教法人日本基督教団目黒原町教会、園長は古屋博規氏でございます。

園児の処置でございますが、昭和63年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、昭和63年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

最後に、本案件について補足説明をさせていただきます。今回諮問に至った経緯についてですが、本園は休園に入った平成元年度当初は幼稚園再開の意思があり、廃止認可申請を行いませんでした。しかし、その後、教会と共用していた施設の老朽化に伴い、令和2年度に教会堂の建て替えを行ったこと、また、現在の宗教法人では幼稚園再開の意思がないことから、目黒

区と相談の上、このたびの廃止認可申請をするに至りました。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号及び議案第6号は、高等学校の通信制課程に関わる学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは学校法人北豊島学園が設置しております、北豊島高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更いたします。

2点目として、教育施設の修繕及び教育内容の充実を図るため、学費を改定します。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。1点目、学則第19条の別紙を変更します。詳細については、要項別紙1-1、1-2「教育課程新旧比較対照表」のとおり、高等学校学習指導要領改訂に伴う変更を行います。

次の変更点についてご説明いたします。別紙「学則比較対照表」にお戻りください。学則第31条に定めるオリジナルコースの施設費につきまして、年額3万円から年額5万円に変更いたします。

また、同じく学則第31条に定めるオリジナルコースの教育運営費につきまして、年額6万円から年額8万円に変更いたします。

最後に、附則部分に施行日についての記載を加えます。

変更点については以上です。

要項に戻っていただきまして、備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第5号についての説明を終わります。

○議案担当者 続きまして、議案第6号についてご説明いたします。

これは学校法人聖パウロ学園が設置しております、聖パウロ学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。高等学校学習指導要領の改訂に伴い、教育課程表の変更を行うものです。

変更の時期は、要項7にあるように、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8をご覧ください。学則第11条の別表1の乙を変更します。詳細については、要項別紙「教育課程新旧比較対照表」をご覧ください。高等学校学習指導要領の改訂に伴い、科目名、標準単位数、履修期間、履修順位を変更いたします。

要項8に戻りまして、附則部分に施行日についての記載を加えます。

備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号及び議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、1月の開催日は、19日水曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議をありがとうございました。



午後 3 時29分閉会